

審 査 基 準 整 理 票

処分名	市営住宅の住替の許可		
根拠法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	(条項)	第 3 条第 2 項
基準法令名	大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則	(条項)	第 3 条第 2 項
所管部署	都市計画部 住宅課 管理係		
標準処理期間	2 5 日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>[決定基準]</p> <p>大津市営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第 3 条第 2 項各号に掲げる通りとする。</p> <p>市長は、前項の規定による申請があった場合において、入居者が次の各号に掲げる要件のいずれをも満たし、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、当該入居を許可するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 条例第 2 8 条の 3 第 1 項の規定により認定された高額所得者でないこと。</li> <li>(2) 現に入居している市営住宅に 1 年以上居住していること。</li> <li>(3) 新たに入居する住宅に 6 か月以上居住する見込みの者であること。</li> <li>(4) 条例第 3 6 条第 1 項各号のいずれにも該当していないこと。</li> </ul>			